

## 岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラストの使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラスト（以下「イラスト」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (イラストに関する権利)

第2条 イラストに関する一切の権利は、岸和田市（以下「本市」という。）に帰属する。

### (イラストの使用申請)

第3条 イラストを使用しようとする者は、イラスト使用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、本市の機関が本市の事務又は事業において使用するときは、この限りではない。

- (1) 会社概要等申請者の事業内容がわかる資料
- (2) イラストの使用形態及び企画内容がわかる資料及び完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (使用の承認)

第4条 市長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が本市のPRに寄与すると認めるときは、2年を超えない期間において、使用の承認（以下「使用承認」という。）をすることができる。この場合において、市長は、必要があると認める場合には、イラストの使用法その他について、条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の規定によりイラストの使用を承認したときは、イラスト使用承認書（様式第2号）により、使用を不承認としたときは、イラスト使用不承認書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

### (使用承認の制限)

第5条 イラストの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 本市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合

- (7) イラストの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) イラストのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) 立体物で、その表現がイラストの立体物と認められない場合
- (10) イラストの著しい変形その他イラストの使用が適当でないと認められる場合
- (11) 岸和田市暴力団排除条例に抵触する場合
- (12) その他、市長が使用を不適當と認められる場合

(使用料)

第6条 イラストの使用料については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた使用目的・使用内容のみに使用すること。
  - (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
  - (3) イラストを用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際して、著作権表示（©岸和田市イメージキャラクターちきりくん#承認番号）をその商品、包装、広告等に必ず明示すること。
- 2 使用者は、イラストを使用してから2年を経過した後、もしくは使用の承認期間が終了した後、30日以内にイラスト使用報告書（様式第4号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、本市が事業のために使用する場合を除く。
- (1) 実施した状況や実績数（配布・販売数）がわかる資料
  - (2) 前号に掲げるもののほか、イラストの管理及び実績を把握するために市長が必要であると認める資料

(承認内容の変更等)

第8条 使用者が使用承認された期間中にイラスト使用承認書に記載された内容について変更をしようとする場合は、あらかじめイラスト使用変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請があった場合には、その内容を審査し、適當と認めるときはこれを承認し、イラスト使用変更承認書（様式第6号）により、不適當と認めるときは、イラスト使用変更不承認書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

(承認の取消等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認（前条の追加又は変更の承認があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反した場合
  - (2) 使用者が第4条の使用承認に付した条件に違反した場合
  - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
  - (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
  - (5) その他イラストの使用継続が不相当であると認められた場合
- 2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、イラスト使用承認取消書（様式第8号）により、使用者に通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、イラスト使用承認取消書の通知があった日からイラストを使用することができないものとする。
  - 4 市長は、第1項の規定による使用承認の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
  - 5 市長は、使用者にイラストの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（利用の非独占性等）

第10条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について本市の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第11条 本市は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（権利譲渡の禁止）

第12条 使用者は、イラストの使用承認を受けた権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

（損失補償等の責任）

- 第13条 本市は、イラストの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、イラストを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、本市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
  - 3 使用者は、イラストの使用に際して故意又は過失により本市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を本市に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第14条 市長は、イラストの使用承認の状況等について、広く使用促進を図る観点から、イラストの使用承認の状況等について情報を公開することができる。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、イラストの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 8 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラスト使用申請書

令和 年 月 日

岸和田市長 様

申請者  
住所・所在地  
商号・名称  
代表者氏名  
電話番号

岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラストを使用したいので、下記制限事項に該当しないことを誓約の上、イラストの使用に関する要綱第3条の規定に基づき申請します。

記

使用目的	
使用内容（使用物名、数量、売価等を詳しく記載）	
使用期間（最長2年まで）	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
連絡先	担当者氏名： TEL： FAX： E-Mail：

- 【添付書類】 1 会社概要等使用者の事業内容がわかる資料等  
2 イラストの使用形態および企画内容がわかる書類

【制限事項】

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合 (2) 本市の信用又は品位を害するものと認められる場合  
(3) 第三者の利益を害するものと認められる場合 (4) 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合 (5) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合 (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合 (7) イラストの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合 (8) 岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合 (9) 立体物で、その表現が岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」の立体物と認められない場合 (10) イラストの著しい変形、その他、使用が適当でないと認められる場合 (11) 岸和田市暴力団排除条例に抵触する場合 (12) その他、市長が使用を不適當と認める場合

様式第2号（第4条関係）

岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラスト使用承認書

令和 年 月 日

様

岸和田市長

令和 年 月 日付けで申請のあったイラストの使用について、下記の通り承認しましたので、岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラストに関する要綱第4条第2項の規定に基づき通知します。

記

使用目的	
使用内容	
使用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
承認番号	第 号

【遵守事項】

- ・承認された使用目的・使用内容のみに利用をすること。
- ・当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- ・イラストを用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際して、著作権表示（©岸和田市イメージキャラクターちきりくん#承認番号）をその商品、包装、広告等に必ず明示すること。
- ・イラストを使用してから2年を経過した後、もしくは使用の承認期間が終了した後、30日以内に岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラスト使用報告書（様式第4号）を提出してください。
- ・使用者が使用承認期間中に使用承認書に記載された内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラスト使用変更申請書（様式第5号）を市長に提出し承認を受ける必要があります。

様式第3号（第4条関係）

岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラスト使用不承認書

令和 年 月 日

様

岸和田市長

令和 年 月 日付けで申請のあったイラストの使用に係る申請について、下記の理由により不承認としましたので、岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラストの使用に関する要綱第4条第2項に基づき通知します。

記

（理由）

様式第4号（第7条関係）

岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラスト使用報告書

令和 年 月 日

岸和田市長 様

申請者  
住所・所在地  
商号・名称  
代表者氏名  
電話番号

岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラストを使用しましたので、岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラストに関する要綱第7条第2項の規定に基づき報告します。

記

使用内容 (使用物名等)	
数量（配布数もしくは販売数）	
売価 (販売の場合のみ)	
連絡先	担当者氏名： TEL： FAX： E-Mail：

【添付書類】 実施した状況や実績数（配布・販売数）がわかる資料



様式第5号（第8条関係）

岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラスト使用変更申請書

令和 年 月 日

岸和田市長 様

住所・所在地  
商号・名称  
代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号にて承認を受けたイラストの使用について、次の通り内容を変更したいので、岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラストの使用に関する要綱第8条第1項の規定に基づき申請します。

記

	変 更 前	変 更 後
変更箇所 (名称・デザイン・ 使用場所・使用回 数・サイズ・数量な どを詳しく記載)		
変更理由		
連絡先	担当者氏名 : TEL : FAX : E-mail :	

【添付書類】 使用する状況の見本（添付できない場合は写真等）

様式第6号（第8条関係）

岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラスト使用変更承認書

令和 年 月 日

様

岸和田市長

令和 年 月 日付けで申請のあったイラストの使用変更について、下記の通り承認しましたので、岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラストの使用に関する要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
変更箇所		
承認番号	第 号－（枝番）	
備 考 （使用条件等）		

※ 本承認に基づく使用期間は、当初使用期間の残存期間となります。

※ 岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラストの使用に関する要綱に基づいて使用してください。

様式第7号（第8条関係）

岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラスト使用変更不承認書

令和 年 月 日

様

岸和田市長

令和 年 月 日付けで申請のあった岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラスト使用変更に係る申請について、下記の理由により不承認としましたので、岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラストの使用に関する要綱第8条第2項に基づき通知します。

記

（理由）

様式第8号（第9条関係）

岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラスト使用承認取消書

令和 年 月 日

様

岸和田市長

令和 年 月 日付け第 号で承認したイラストの使用については、次の理由により使用承認を取り消したので、岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラストの使用に関する要綱第9条第2項に基づき通知します。なお、この承認取消通知の日以降、承認を受けたイラストを用いた物品等は利用できません。

（理由）